

滋賀県 医療勤務環境 改善支援センター ～利用案内～

<お問合せ先>

滋賀県医療勤務環境改善支援センター

滋賀県大津市京町4丁目3-28 滋賀県厚生会館3階 一般社団法人滋賀県病院協会内

【TEL】077-500-3106（直通、平日9:00-17:00）

【FAX】077-525-5859

【E-mail】sikkk-sc@sbk.co-site.jp

【HP】<http://sbk.co-site.jp/sikkk/>



まずはお気軽にご相談ください

2026年6月発行

発行
滋賀労働局
滋賀県
滋賀県医療勤務環境改善支援センター

ご利用は**無料**です



お気軽にご相談ください

滋賀県医療勤務環境改善支援センターとは

滋賀県医療勤務環境改善支援センター(以下「センター」という。)では、医療従事者の**勤務環境の改善に取り組む医療機関**に対して、さまざまな支援を**無料**で提供しております。



お悩みやご相談の内容は様々です。何から始めるべきか、どのような手続きを行えばよいのかわからない。そのようなご不安もお持ちのことと思いますが、まずはセンターまでご連絡ください。電話やメールでの相談・支援だけでなく、センターへの来訪相談や医療機関への訪問での個別支援も実施しております。相談内容については秘密厳守で対応しております。

センターの主な支援内容

勤務環境の改善支援

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)や医業経営アドバイザー(医業経営コンサルタント)等の専門家が、**労働時間管理**や**労働時間短縮**、**就業規則の見直し**、**ハラスメント対策**や**タスク・シフト/シェアの実施内容**等、医療機関からの相談に応じます。

法令・制度の情報提供

働き方改革関連法令や**補助金制度**等の情報提供、**医師の時間外・休日労働の上限規制**に関する理解促進も支援しています。

研修会・講習会の開催

センターが主催する医療機関向け**オンライン研修会・講習会**の開催だけでなく、医療機関内で勤務環境改善に繋がる研修会(例:「労働基準法の扱いと運用について」「ハラスメント対策」等)を開催される場合には**講師の派遣**が可能です。

特定労務管理対象機関の指定支援

特定労務管理対象機関(時間外・休日の時間外労働時間が**年に960時間を超える医師が勤務する医療機関**)の指定申請や更新の際に必要な資料作成のサポート(相談・支援)を実施しています。

A水準医療機関(960時間を超える医師のいない医療機関)においても、「**医師の労働時間短縮計画**」や関連資料を作成される場合に支援が可能です。

このようなお悩みはありませんか？

- 労働基準法の解釈と適用**が分かりにくいので教えてほしい。
- 宿日直許可を取得しているが、**再申請**をすべきかどうか。
- 労働基準監督署に提出する**三六協定届**は、この内容で問題ないか。
- 就業規則**に定める項目について、これで適切かどうか迷っている。
- 長時間労働医師に対する**面接指導の実施方法**について確認したい。
- 自己研鑽のルール解釈とその適用**について知りたい。
- 医療機関における**ICT化・D X化**についてアドバイスをお願いしたい。